

○佐賀県警察職員等の福利厚生施策推進計画要綱の策定について

平成8年8月30日

佐警本例規（厚）第12号

改正 平成16年6月佐本務発第792号

平成18年3月佐本厚発第24号

平成29年3月佐本務発第256号

警察職員が、在職中はもとより、退職後においても真に健康で豊かな生活を送ることができるよう、生涯生活充実のための施策を講じることは、警察職員の意欲及び勤務能力の向上と活力ある警察活動の展開を図る上で一層重要となっている。

このため、従来から実施している各種の福利厚生施策を見直し、退職後までを視野に入れた生涯生活設計の充実という新たな視点に立って、総合的な福利厚生施策を推進するため、次のとおり「佐賀県警察職員等の福利厚生施策推進計画要綱」を制定したので効果的な運用に努められたい。

佐賀県警察職員等の福利厚生施策推進計画要綱

（目的）

第1条 この要綱は、従来から実施している各種の福利厚生施策を見直し、佐賀県警察職員等の退職後までを視野に入れた生涯生活設計の充実という新たな視点に立って総合的な福利厚生施策の推進計画を策定し、その効果的推進を図ることを目的とする。

（推進計画の策定）

第2条 福利厚生施策の推進計画（以下「推進計画」という。）は、総合的な基本計画を策定し、これに基づく毎年度の具体的な実施計画を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) 生涯生活設計に関する支援
- (2) 健康づくりの支援
- (3) 地域社会活動への参加の促進
- (4) スポーツ、レクリエーション活動、資格取得等の促進
- (5) 職場の厚生施設、施策の充実
- (6) 退職者に係る支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる福利厚生施策

（委員会の設置）

第3条 前条の推進計画を策定するため、福利厚生施策推進計画策定委員会（以下「委員会」

という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次表に掲げる者をもって充てる。

委員長	警務部長
委員	警務課長、会計課長、厚生課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備第一課長、情報通信部通信庶務課長、佐賀南警察署副署長

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を行う。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(幹事会)

第5条 委員会に、推進計画の策定に関する専門的事項の調査、検討等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	厚生課長
幹事	警務部管理官、厚生課次席、警務課課長補佐、会計課課長補佐、厚生課課長補佐

- 3 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会の会務を主宰する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 幹事長は、幹事会において調査、検討等した事項等を委員長に報告するものとする。

(処務)

第6条 委員会及び幹事会の処務は、厚生課において行う。

- 2 厚生課は、委員会の審議結果を推進計画策定委員会会議録(様式第1号)に、幹事会の検討結果を推進計画策定委員会幹事会会議録(様式第2号)に記録し、10年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

推進計画策定委員会会議録

開催日時	年 月 日 ( ) : ~ :
出席者	
審議案件	
審議結果	

様式第2号(第6条関係)

推進計画策定委員会幹事会会議録

開催日時	年 月 日( ) : ~ :
出席者	
検討事項	
検討結果	